

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市フォスタリング事業その1
発 注 課	子ども未来局児童相談所家庭支援課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 北翔会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 1 契約の相手方とする事業者（業種）について フォスタリング事業とは、里親のリクルート及びマッチング、里親登録前後の研修、委託中の支援等を包括的に行う事業であり、子どもにとって質の高い里親養育がなされるためには、里親家庭との信頼関係の構築に努める必要がある。 国ガイドラインにおいても、事業について一定期間の継続性、一貫性を担保し事業を実施することが求められており、本市は令和4年度から令和6年度まで複数年契約により3か所のフォスタリング機関を設置し、事業を実施してきた。 一方、法改正により令和6年度からフォスタリング機関を発展させる形で新たな児童福祉施設「里親支援センター」が設置可能となり、本市でも令和7年度には同センターを1か所設置し支援強化を図ることとしている。また令和7年度中に令和8年度以降の里親支援センター複数設置を含めた今後の支援体制の在り方を検討する予定であり、本事業は単年度契約とし、令和7年度は里親支援センター及び2か所のフォスタリング機関により市域を分担し里親支援を行うこととしている。 以上から、本事業は里親家庭との関係性を有し、単年度で事業を実施可能な法人を選定する必要があるため、本市において支援拠点有し、里親支援の実績がある法人を契約の相手方とする。 2 相手方を1者に特定した理由について 本市において支援拠点を有し里親支援の実績がある法人は、現在のフォスタリング事業受託者3か所の他、NPO法人札幌市里親会及び里親支援専門相談員を配置する児童養護施設等の設置法人を併せて計8か所となる。 また、本事業は4名以上の職員配置を求めている一方、現行の支援状況及び実績、ヒアリングから、里親支援経験者を複数名配置できる法人は、本市において（社福）常徳会、（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限定される。 このうち、（社福）常徳会は里親支援センターの設置候補者であり、フォスタリング事業を受託できる法人は（社福）北翔会、（社福）麦の子会に限られる。なお、いずれの3法人についても複数の支援機関を担うことは現状において困難である。 以上から、契約の相手方が特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないと認められるため、見積参加者として決定する。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和7年3月17日